

令和2年1月24日

資源エネルギー庁

長官官房 エネルギー制度改革推進室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 中間取りまとめ（案）」に対する意見について

令和元年12月26日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

2020年1月24日

「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 中間取りまとめ（案）」に対する意見について

NO	頁	該当箇所	意見
1	-	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・本中間取りまとめ案において示された、低炭素で国産のエネルギー源である再エネの「主力電源化」という方向性には賛成である。 ・ただし、導入を促進していくためにも、事業者および金融機関が予見性を持って事業を行える制度の構築や、現行のFIT制度を前提として認定を受けている案件（とりわけファイナンス済案件）への遡求適用の回避を検討いただきたい。
2	4 頁	I. 電源の特性に応じた支援制度 i. 競争電源に係る制度の在り方 第1段落	<ul style="list-style-type: none"> ・「電力市場への統合を図って行くべき」について、現在の買取義務があるPPAから、買取義務のない市場での売電への移行を想定されていると理解しているが、マーケットの状況を踏まえた段階的な導入を検討いただきたい。 (理由) ・今後、火力発電が国際的な環境保護の流れの影響を受けると考えられる中で、売電は引き続き旧一電系とのバイラテラルなPPAが一定の割合を占める可能性が高いと考えられる。こうした中、再エネの市場取引が増えていくことを考えると、市場取引の大半は再エネになる可能性があり、今後長い期間で考えたときに、再エネは必ず売れるとは限らないため。
3	5 頁	I. 電源の特性に応じた支援制度 i. 競争電源に係る制度の在り方 (1) FIP 制度におけるプレミアム付与の在り方 第1段落 第2段落	<ul style="list-style-type: none"> ・プレミアムを含めた収入により貸出の返済や費用の支払いが実施されるため、プレミアムが支払われるタイミングは実際の電力売買のタイミングから極力タイムラグがないように制度設計を検討いただきたい。

NO	頁	該当箇所	意見
4	5 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・「投資インセンティブの確保と市場価格を意識した発電行動の両立を目指すためには、収入の安定性を高め投資の予見性を強く確保するという完全変動型プレミアムのメリットと、市場価格の変動に応じた収入変動により再エネ発電事業者に対して市場を意識した行動を促すという固定型プレミアムのメリットの、双方を取り入れる中間型の制度を構築していくことが適当である」とあるが、引き続き日本の再エネファイナンス市場を維持・拡大させるべく、収入の安定性が確保される「完全変動型プレミアム」の導入を検討いただきたい。 ・金融機関がプロジェクトへの融資を検討する際、キャッシュフローの予見可能性が確保できることは重要な要素の一つであり、現行のFIT 制度を通じて全国各地の地方銀行や信用金庫にまで日本の再エネファイナンス市場が拡大してきた。 ・仮に、収支変動を予見できるほどの規模の市場が確立されていない段階で、「固定型プレミアム」のFIP 制度を導入すると、価格予見性の確保が困難であり、長期に亘る事業キャッシュフローを見込んだファイナンスの組成が困難になると考えられる。
5	5 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・「完全変動型プレミアム」とならない場合であっても、キャッシュフローの予見可能性を一定程度確保すべく、以下の点を検討いただきたい。 ①「参照価格」の見直し頻度を多くし、「参照価格」と「市場価格」が乖離するリスクを極小化していただきたい。 ②「参照価格」の予見可能性を高めるために、客観的な指標をもとに「参照価格」が決定されるようにしていただきたい。 ③「市場価格」が「参照価格」を大きく下回ったタイミングで「参照価格」が見直されるようにしていただきたい。 ④電力マーケットの規模や価格変動状況等のトラックレコードが十分に蓄積された段階で、各プレーヤーとのディスカッションを踏まえ、適切なタイミングでの導入を検討いただきたい。 ・「市場価格」が「参照価格」を下回ることに起因して売電収入が減少することをヘッジする手法（例：デリバティブ、保険）の創設をサポートいただきたい。 ・「完全変動型プレミアム」でない場合、価格変動の予測が難しく事業リスクはFIT 制度と比して増加するため、ファイナンスコスト（リスクプレミアム）も増加し、その結果、FIP 価格の決定を入札とした場合でも価格の低減効果が期待するほど見込めない可能性があると考えられる。

NO	頁	該当箇所	意見
6	5 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・参照価格の期間は、ファイナンスの予見性を確保するため、できるだけ短い期間を設定することを検討いただきたい。 (理由) ・金融機関の観点から、参照期間が長くなるほど、市場価格と参照価格のぶれが大きくなり、予見性がなくなるためファイナンスが困難になる。金融機関としては、参照価格の対象となる参照期間は長くても1か月以内程度で、支払サイトも1～2か月程度とすることが望ましい。 ・事業者の観点からも、参照期間は短い期間（1日未満）が望ましい。参照価格が日中変動の場合、事業者にとっては、1日の価格の時間帯に売電するインセンティブが生まれ、それに対応するため蓄電池の活用や天気予測サービスを活用できる。月や季節変動になると、蓄電池の活用や天気予測サービスの活用では対応が困難になってしまう。
7	5 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業者は、卸電力市場から売電収入の支払いを受けつつ、別途プレミアムの支払いを受けることとされているが、発電事業者と、卸電力市場・プレミアムの支払者は、どのような法律関係に立つか（契約を締結することとなるか）。 ・プロジェクトファイナンス案件については、事前に予測した発電事業者のキャッシュフローが確保できるような売電条件が設定・維持されること（参照価格の決定方法が事後的に変更されない等）、発電事業者の卸電力市場・プレミアム支払者に対する債権や契約上の地位に担保設定・予約完結権の設定ができること（または金融機関が望んだ場合に新たな事業者に適切に承継されること）が必要となるため、このような事項が実現できるような制度を検討いただきたい。
8	5 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・プレミアムについては、「完全変動型プレミアム」と「固定型プレミアム」の中間型の制度を構築するとされているが、プロジェクトファイナンスの観点からは、プロジェクトの組成時点で、「将来的にどのような金額がどのような時期に発電事業者を支払われるか」ということを見通せることが重要となる。このため、プレミアム価格の決定方法について、発電事業者が市場売電収入とプレミアム価格の合計額に関し、最低限受け取れる金額が予め確定するか、少なくとも合理的に予測できるような決定方法とし、また、発電時からあまり時差がなく一定の時期に支払われるような制度を検討いただきたい。これにより、プロジェクトファイナンスによる資金調達が可能となり、再エネの促進につながるものとする。

NO	頁	該当箇所	意見
9	6 頁	I. 電源の特性に応じた支援制度 i. 競争電源に係る制度の在り方 (2) 対象となる電源区分	<ul style="list-style-type: none"> ・競争電源として想定されている風力発電、特に洋上風力発電については、しばらくの間はFIT制度を適用することを検討いただきたい。 (理由) ・再エネ主力電源化のためには、ポテンシャルの大きい洋上風力発電の取組拡大が重要である。他方、洋上風力発電は、まだ日本国内での実績が限られている中であって、新しい発電技術で新しい制度下でのファイナンスとなるよりは、予見性がより確保できるFIT制度の適用が望ましい。
10	6 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・FIP制度の対象となる電源区分は、市場環境等を踏まえて決定するとされているところ、プレミアム価格を完全変動型プレミアムとしない場合、将来の売電収入を一定程度予測しながら取引設計していく必要が生じるが、こうした予測のためには、トラックレコードの積上げがないと、予測が立てづらく、リスクの大きい電源種では対応が難しくなることも踏まえて検討いただきたい。
11	6 頁	I. 電源の特性に応じた支援制度 i. 競争電源に係る制度の在り方 (3) 再エネ発電事業者による市場取引の在り方 ●kWh 価値について	<ul style="list-style-type: none"> ・オフテイカー（アグリゲーターなど）の倒産は、事業者にとって外生的なものであり、代替となる新たなPPA契約を結ぶまではできる範囲で救済されるべきと考えられるため、救済措置は長めの期間を設定いただくように検討いただきたい。
12	7 頁	I. 電源の特性に応じた支援制度 i. 競争電源に係る制度の在り方 (3) 再エネ発電事業者による市場取引の在り方 ●インバランスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ発電事業者がインバランス業務を行うことになると、発電計画にもとづく発電量となり将来キャッシュフローを合理的に予見することが困難になり（需給バランス次第で抑制的に発電を行うことになるなど、日照条件等の自然条件以外が影響。また、インバランスによる清算義務を負うと想定外のキャッシュアウトが発生する可能性あり）、資金調達のハードルが高くなり事業者の投資インセンティブを下げってしまう可能性も考えられるため、この点を踏まえた制度設計を検討いただきたい。

NO	頁	該当箇所	意見
13	7 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の認定済案件については、現行の FIT 制度のインバランス特例を維持するとともに、今後の案件については「インバランス負担軽減のための経過措置」を検討いただきたい。 (理由) ・既存の認定済案件については、インバランス特例を前提として事業者において計画が作成され、金融機関においても与信判断をしている中、事後的にキャッシュフローに影響があるような改変は許容できない。 ・また、新制度下にあつては、インバランス特例が廃止されることにより、アグリゲーターやその他調整会社が必要になるが、それらの会社が十分に準備するため一定の経過措置が必要である。アグリゲーターはキャパシティおよび信用力をともに備えた先に十分に準備してもらったうえで担ってもらう必要がある。
14	8 頁	I. 電源の特性に応じた支援制度 ii. 地域活用電源に係る制度の在り方 (1) 地域へのアウトプットの考え方 第 2 段落	<ul style="list-style-type: none"> ・自家消費型や地域消費型（地域一体型）であることが今後の新規認定案件において考慮すべき検討課題という点には賛同するものの、認定済案件に事後的に適用されることは避けていただきたい。
15	10 頁	I. 電源の特性に応じた支援制度 ii. 地域活用電源に係る制度の在り方 (2) 地域からのアウトプットの考え方 第 2 段落	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般木材等バイオマス区分を中心に、発電所が立地する都道府県・隣接都道府県の範囲外といった遠方から燃料調達している」との点で、「使用できるバイオマス燃料を発電所立地地点から一定距離の範囲内で算出されたものに限定」することについて、「慎重な検討を行う必要がある」とされているが、認定済案件に事後的に適用されることは避けていただきたい。 ・また、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、その確認方法の検討がされている GHG 排出量の論点についても、今後の新規認定案件において考慮すべき論点という点では賛同するものの、認定済案件に事後的に適用されることは避けていただきたい。 (理由) ・バイオマスの大規模発電所においては、輸入外材を用いて発電をするケースがあり、認定済案件にも適用することを想定しているのであれば予見可能性が大幅に損なわれるため。

NO	頁	該当箇所	意見
16	12 頁	I. 電源の特性に応じた支援制度 iii. 再エネの中長期的な定着・自立化 第2段落	<ul style="list-style-type: none"> 「既にFIT制度の認定を受けている案件についても、適切な条件の下でFIP制度に移行していく選択肢を検討していくべき」とあるが、当該「選択肢」を事業者が選ぶことができるよう検討いただきたい。現行のFIT制度を前提に事業を開始し、現行のFIT制度下での事業を継続したい事業者が、その意に反して遡求適用されることは避けるべきである。
17	21 頁	IV. その他の論点 i. 系統活用に向けた未稼働案件の放置防止 第3段落	<ul style="list-style-type: none"> 既認定案件に対しても新規認定と同様に長期間にわたり運転が開始されない案件については認定を失効させることとされているが、長期の未稼働案件を抑制する必要性については理解できる。一方で、誠実に事業化を進めているものの諸般の障害により迅速に進んでいないという案件も存在するので、既認定案件を対象とする運転開始の遅延による認定失効の導入については、導入の有無、対象とする案件、失効の要件および経過措置等について、慎重に検討すべきである。
18	22 頁	IV. その他の論点 iii. 執行体制強化に向けた電力広域的運営推進機関への業務移管	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトファイナンスによって調達を行っている場合に、ステップインによって再エネ発電事業者を変更する場合も想定されているが、電力広域的運営推進機関から発電事業者に支払われるプレミアムについても、承継届のようなものでスムーズに承継できるように検討いただきたい。 (理由) プロジェクトファイナンスにおいては、事業の継続性を確保するため金融機関がプロジェクトに関わる権利を全担保とし、プロジェクトの継続が困難となった場合には新たなSPCに既存の契約や権利を移していくことを行うことも想定されているため、費用負担調整機関からのプレミアム支払いもプロジェクトファイナンスに馴染む制度設計を検討いただきたい。

以上